

第1回遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会 次 第

日時／令和3年6月2日（水）

10:00～11:30

場所／遊佐町役場 議事所

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 町長あいさつ
4. 自己紹介
5. 委員長、副委員長の選出について
6. 協議事項
 - (1) これまでの経過【資料1】
 - (2) 整備に係る検討事項と今後のスケジュール【資料2】
 - (3) 組織体系について【資料3】
7. その他
8. 閉会

遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 日本海沿岸東北自動車道の山形・秋田県境区間の開通に合わせ、町が新たに整備する道の駅を中心とした多機能型休憩施設「遊佐パーキングエリアタウン」(以下「施設」という。)の計画推進のため、調査及び審議を行う遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、町長に意見書を提出するものとする。

- (1) 施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 施設の機能及びサービスに関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。

遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会 名簿
(順不同・敬称略)

委員

No.	所 属 等	氏 名	備 考
1	遊佐町商工会 副会長	阿部 勝志	
2	NPO法人遊佐鳥海観光協会 理事長	佐藤 仁	
3	庄内みどり農業協同組合 遊佐支店長	佐藤 清良	
4	一般社団法人酒田青年会議所 理事長	久木原 満	
5	株式会社庄内銀行 遊佐支店長	佐藤 一秀	
6	株式会社きらやか銀行 遊佐支店長	鈴木 勇一郎	
7	株式会社山形銀行 酒田支店長	小松 俊幸	
8	山形県漁業協同組合 理事	伊原 光臣	
9	東北公益文科大学 教授	温井 亨	
10	遊佐パーキングエリアタウン調査特別委員会 委員長	高橋 冠治	
11	遊佐町総合交流促進施設株式会社	池田 与四也	

オブザーバー

所 属 等	氏 名	備 考
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第二課 課長	田村 正樹	
庄内総合支庁 建設部 道路計画課 課長	澤井 敏昭	

随行

所 属 等	氏 名	備 考
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第二課 専門官	根本 勇一	
庄内総合支庁 建設部 道路計画課 道路企画専門員	佐藤 撤嘉	

事務局

所 属 等	氏 名	備 考
企画課長兼 PAT 整備推進室長	佐藤 光弥	
地域生活課長	畠中 良一	
産業課長	渡会 和裕	
企画課 PAT 整備推進室 係長	池田 智己	
企画課 PAT 整備推進室 主事	伊藤 墨	